毎週火・金曜日発行

※北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　次　　ページ

告　示

○地方自治法による包括外部監査契約の締結（総務部総務課）　五六
○包括外部監査契約の締結に係る相手方の資格証書（総務部総務課）　五六
○環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針の一部改正（環境政策課）　五六
○北海道立オホーツク流氷科学センターの使用料の徴収事務の委託（文化振興課）　五六
○一般競争入札の資格に関する公示（道立病院管理室）　五六
○一般競争入札の実施（道立病院管理室）　五七
○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見（地域産業課）　五八
○土地改良区の役員の就任の届出（土地改良指導課）　五八
○土地改良区の定款の変更の認可（土地改良指導課）　五九
○土地改良区の解散（土地改良指導課）　五九
○土地改良区連合の役員の退任の届出（土地改良指導課）　五九
○道営土地改良事業計画の決定（土地改良指導課）　五九
○土地改良事業の施行の同意（土地改良指導課）　五九
○道営土地改良事業変更計画の決定（土地改良指導課）　五九
○道営土地改良事業の工事の完了（土地改良指導課）　五九
○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定（水産経営課）　五九
○特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認（水産経営課）　六〇
○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正（水産経営課）　六〇
○知事権限に係る保安林の指定の解除（治山課）　六〇
○建設業者に対する監督処分（建設情報課）　六〇
○道路の区域の変更の一部改正（道路整備課）　六一
○道路の区域の変更及び供用の開始の一部改正（道路整備課）　六一
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（都市環境課）　六一
○都市計画事業の認可（都市環境課）　六一
○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行（都市環境課）　六二
○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の事業計画の変更（公園下水道課）　六二
○北海道の指定金融機関及び収納代理店金融機関の一部改正（経理課）　六二
○一般競争入札（物品の購入）の実施（物品管理課）　六三
○北海道立総合体育センターの使用料の徴収事務の委託（スポーツ保健体育課）　六四
○北海道立北見体育センターの使用料の徴収事務の委託（スポーツ保健体育課）　六四

公　表

○公印の作成（法制文書課）　六四
○公印の改刻（法制文書課）　六四
○公印の廃止（法制文書課）　六五
○北海道苦情審査委員の活動状況報告（道民相談センター）　六五
○新事業創出促進法による中核的支援機関の認定（産業振興課）　六六
○農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更（農地調整課）　六六
○地力増進地域の指定（流通対策課）　八三

公　告

○定置漁業の休業中の漁業許可（漁業管理課）　八三
道開拓記念館告示
○北海道開拓の村及び北海道開拓の村前駐車場の使用料の徴収事務の委託　八三
道道民の森活動促進センター告示
○北海道立道民の森使用料の徴収事務の委託　八三
道網走土木現業所告示
○北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場の使用料の徴収事務の委託　八三
道公安委員会告示
○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施　八三
道函館方面公安委員会告示
○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施　八五
道旭川方面公安委員会告示
○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施　八七
道釧路方面公安委員会告示
○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施　八八
道北見方面公安委員会告示
○道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施　九〇
渡島海区漁業調整委員会公告
○北海道情報公開条例の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程　九二
道南連合海区漁業調整委員会公告
○北海道情報公開条例の施行に関する道南連合海区漁業調整委員会の規程の一部を改正する規程　九六

○北海道日高・胆振・渡島支庁管内太平洋海域におけるさめはえ縄漁業（あらかじめを対象とするものを除く。）の指示　101

告示

北海道告示第690号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第１項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

１　契約の相手方の氏名及び住所

(1)　氏　名　　簗本道男

(2)　住　所　　札幌市豊平区西岡１条９丁目２番３号

２　契約の期間の始期

平成13年４月２日

３　監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

４　監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

北海道告示第691号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第２項の規定により、道が包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面は、平成13年４月13日から５月13日まで北海道総務部総務課に備え置いて閲覧に供する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第692号

平成11年北海道告示第127号（環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針）を別冊のとおり改正した。

別冊は省略し、その別冊は北海道環境生活部環境室環境政策課及び各支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第693号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、北海道立オホーツク流氷科学センターの平成13年４月１日から平成14年３月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

１　受託者の住所　　財団法人オホーツク生活文化振興財団

２　所　在　地　　紋別市元紋別11番６号

北海道告示第694号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

１　資格及び調達をする役務の種類

平成13年度において北海道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1)　契　約　　平成13年４月26日に一般競争入札の公告を行う北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給に係る契約

(2)　資　格　　北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）

(3)　役務の種類　　北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1)　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

(2)　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4)　北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(5)　当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明し

た者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期

資格審査の申請は、平成13年４月13日から18日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道保健福祉部道立病院管理室

イ　提出先の所在地　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第695号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　入札に付する事項

⑴　調達をする役務の名称及び数量

北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給一式

⑵　調達する役務の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契約期間　　平成13年５月１日から平成14年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年３月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

⑷　履行場所　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部道立病院管理室

2　入札に参加する者に必要な資格

平成13年北海道告示第694号に規定する北海道保健福祉部道立病院管理室の複写サービスの供給の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部道立病院管理室

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁旧本庁舎（赤レンガ庁舎）２階６号会議室

⑵　入札日時　　平成13年４月26日　午前11時

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

北海道保健福祉部道立病院管理室

(2) 交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8　落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）のそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　北海道保健福祉部道立病院管理室

イ　所　在　地　郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 25－862

(4) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 696 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、市町村から聴取した意見及び同条第２項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ホーマック　上磯店

上磯郡上磯町七重浜４丁目41－８

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

坂　本　政　彦

上磯郡上磯町七重浜４丁目38－33

3　市町村から聴取した意見の概要

- 今回の増床については、現状と実態的に大幅な変更とならないことから全般的には問題ないと考えるが、交通環境の悪化防止に努めること。
- 駐車場の充足については意見はないが、路上駐車等交通環境の悪化防止に努めることを要望する。
- 町道七重浜123号線（ホーマックとダイエーの間）の路上駐車が現状においても多数見受けられており、増床に当たって交通の混雑、交通事故が懸念されることから、企業責任において交通環境を悪化させることのないよう誘導員を配置し、駐車場への誘導を行うことを要望する。

4　同法第８条第２項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出は無し

5　意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道渡島支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年４月13日（金）から５月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前９時から午後５時15分まで

北海道告示第 697 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、共和土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

就任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
平成13. 3.26	理　　事	川　本　春　一	岩内郡共和町発足９番地４
同	同	上　川　輝　昭	同　　前田59番地３

北海道告示第 698 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

認可年月日	土地改良区名
平成13．3.30	初山別土地改良区
同　13．4．4	江別土地改良区

北海道告示第 699 号

本別町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第１項の規定により解散した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第 700 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成13．3．1	監事	白川誠一	旭川市永山３条24丁目２番５号

北海道告示第 701 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、道営土地改良（川流布地区中山間地域総合農地防災（農業用用排水、農用地保全））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成13年４月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第 702 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第10条第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成13．4．4	別海町	八幡	基盤整備促進［基盤整備］（農道）
同	標津町	川北北５線	同

北海道告示第 703 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成13年４月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

地区名	事業の種類	縦覧場所
川東	畑地帯総合整備［緊急整備型］（農業用用排水、区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道後志支庁
喜茂別	畑地帯総合整備［担い手支援型（単独土層改良）］（暗きょ、土層改良）	同
真狩南	畑地帯総合整備［担い手支援型］（区画整理、暗きょ）	同
川西	畑地帯総合整備［担い手支援型］（農道、区画整理、暗きょ、土層改良）	同
同	一般農道整備（広域関連）	同
登	同　（半島基幹）	同
堰上	ため池等整備［用排水施設整備］	北海道上川支庁
桜	畑地帯総合整備［緊急整備型］（農業用用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道胆振支庁
西札内	農免農道整備	同

北海道告示第 704 号

道営土地改良（三ツ石地区一般農道整備（広域関連））事業の工事を平成10年３月20日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第 705 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第３項の規定により、落部加入区

について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認める。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第706号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の２第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第３号漁業者の共済契約の申込みについて、同法第108条の２第３項の規定による同意があったものと認める。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

区域	区分
庶野	秋さけ定置漁業
湧別	ほたて貝けた網漁業
沙留	同
雄武	同
枝幸	同
宗谷	同

北海道告示第707号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成13年４月13日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

３法第104条第３号に掲げる漁業の苫小牧区域、厚真区域及び鵡川区域の項を削り、白老区域の項の次に次の項を加える。

苫小牧、厚真、鵡川区域（苫小牧漁業協同組合及び鵡川漁業協同組合の地区）	1	ほたて貝けた網漁業
	2	小型さけ・ます流し網漁業
	3	小型すけとうだら漁業
	4	小型かにかご漁業
	5	秋さけ定置漁業

北海道告示第708号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)	解除に係る保安林の所在場所	虻田郡豊浦町字礼文華15の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定された目的	公衆の保健
(3)	解除の理由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)	解除に係る保安林の所在場所	虻田郡豊浦町字礼文華15の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3)	解除の理由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第709号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定により、次のとおり営業停止の処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定により告示する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　処分をした年月日　平成13年３月29日

2　処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号
株式会社　サイセイ 島　　幸雄	札幌市西区西野６条５丁目１番17号	般・特－9、12 石第2799号

3　処分の内容

(1)　営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

ア　次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

(ア)　とび・土工工事業

(イ)　建築工事業のうち、とび・土工工事業に係るもの

イ　次のいずれかに該当する建設工事であること。

(ア)　国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第１に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者であるもの

(イ)　その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（(ア)に該当するものを除く。）

(2)　営業停止の期間
平成13年４月13日から６月12日までの２か月間

4　処分の原因となった事実
贈賄事件（刑法第198条該当）

北海道告示第710号

平成12年北海道告示第526号（道路の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

２道路の路線名、区域及び縦覧場所の項江別奈井江線の事項中「16.00mから77.50m」を「20.94mから77.50m」に改める。

北海道告示第711号

平成12年北海道告示第530号（道路の区域の変更及び供用の開始）の一部を次のように改正する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

２道路の路線名、区域及び縦覧場所の項岩見沢三笠線の事項中「岩見沢市宮本町492番２地先から岩見沢市宮本町489番８地先」を「三笠市宮本町492番２地先から三笠市宮本町489番８地先」に、「岩見沢市宮本町492番１地先から岩見沢市宮本町489番２地先」を「三笠市宮本町492番１地先から三笠市宮本町489番２地先」に、「30.30m」を「30.00m」に改める。

北海道告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称　北広島市北の里64番３、70番３、70番５、64番３、64番３及び70番５地先

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名　札幌市東区北11条東17丁目１番12号　株式会社　丸升増田本店

3　開発許可年月日及び番号　平成12年10月13日　都環第12－２号

北海道告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　施行者の名称　札幌市
(2)　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（３・４・109号平岡循環通）
(3)　事業施行期間　平成13年４月13日から平成18年３月31日まで
(4)　事業地
収用の部分　札幌市清田区平岡３条３丁目及び平岡４条３丁目地内

2(1)　施行者の名称　札幌市
(2)　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（３・４・192号雁穂めぐみ通）
(3)　事業施行期間　平成13年４月13日から平成18年３月31日まで
(4)　事業地
収用の部分　札幌市東区東苗穂10条３丁目及び東苗穂11条３丁目地内

3(1)　施行者の名称　札幌市
(2)　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（３・４・194号雁穂さかえ通）
(3)　事業施行期間　平成13年４月13日から平成17年３月31日まで
(4)　事業地
収用の部分　札幌市東区東雁来９条１丁目及び東雁来９条２丁目地内

4(1)　施行者の名称　札幌市
(2)　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（３・４・199号新琴似６番通）
(3)　事業施行期間　平成13年４月13日から平成20年３月31日まで
(4)　事業地

収用の部分　札幌市北区新琴似11条14丁目、新琴似11条15丁目、新琴似11条16丁目、新琴似12条14丁目、新琴似12条15丁目及び新琴似12条16丁目地内

5(1) 施行者の名称　札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（3・4・200号新琴似第1横通）
(3) 事業施行期間　平成13年4月13日から平成20年3月31日まで
(4) 事業地
収用の部分　札幌市北区新琴似8条2丁目、新琴似8条3丁目、新琴似9条2丁目、新琴似9条3丁目、新琴似10条2丁目、新琴似10条3丁目、新琴似11条2丁目及び新琴似11条3丁目地内

6(1) 施行者の名称　札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業（7・5・30号新琴似5番通）
(3) 事業施行期間　平成13年4月13日から平成20年3月31日まで
(4) 事業地
収用の部分　札幌市北区新琴似10条2丁目、新琴似9条2丁目及び新琴似10条1丁目地内

7(1) 施行者の名称　室蘭市
(2) 都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業（3・5・231号輪西社宅通）
(3) 事業施行期間　平成13年4月13日から平成15年3月31日まで
(4) 事業地
収用の部分　室蘭市輪西町1丁目及び輪西町2丁目地内

北海道告示第714号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年4月13日

北海道知事　堀　　達　也

1 都市計画事業の種類及び名称　南幌都市計画道路事業（3・4・6号公和通及び3・4・3号本通）
2 施行者の名称　北海道
3 事務所の所在地及び名称　札幌市中央区南11条西16丁目2番1号　北海道札幌土木現業所
4 事業地の所在
収用の部分　北海道空知郡南幌町中央4丁目及び栄町1丁目地内

北海道告示第715号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年4月13日

北海道知事　堀　　達　也

1 都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画公園事業（9・6・1真駒内公園）
2 施行者の名称　北海道
3 事務所の所在地及び名称　札幌市中央区南11条西16丁目　北海道札幌土木現業所
4 事業地の所在
(1) 収用の部分　変更なし
(2) 使用の部分　変更なし

北海道告示第716号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成13年4月13日

北海道知事　堀　　達　也

1指定金融機関の表中

「株式会社　北洋銀行	札幌市	道庁支店	収納並びに本庁及び石狩支庁の支払
		五稜郭公園支店	収納及び渡島支庁の支払
		江差中央支店	収納及び檜山支庁の支払
		倶知安中央支店	収納及び後志支庁の支払
		岩見沢中央支店	収納及び空知支庁の支払

旭川中央支店　収納及び上川支庁の支払
留萌中央支店　収納及び留萌支庁の支払
稚内中央支店　収納及び宗谷支庁の支払
網走中央支店　収納及び網走支庁の支払
室蘭中央支店　収納及び胆振支庁の支払
浦河中央支店　収納及び日高支庁の支払
帯広中央支店　収納及び十勝支庁の支払
釧路中央支店　収納及び釧路支庁の支払
根室中央支店　収納及び根室支庁の支払
東　京　支　店　収納及び東京事務所の支払
道内に所在する店舗（上記の店舗を除く。）　収納」
を
「株式会社　北洋銀行　札幌市
道　庁　支　店　収納並びに本庁及び石狩支庁の支払
五稜郭公園支店　収納及び渡島支庁の支払
江　差　支　店　収納及び檜山支庁の支払
倶知安中央支店　収納及び後志支庁の支払
岩見沢中央支店　収納及び空知支庁の支払
旭川中央支店　収納及び上川支庁の支払
留萌中央支店　収納及び留萌支庁の支払
稚内中央支店　収納及び宗谷支庁の支払
網走中央支店　収納及び網走支庁の支払
室蘭中央支店　収納及び胆振支庁の支払
浦　河　支　店　収納及び日高支庁の支払
帯広中央支店　収納及び十勝支庁の支払
釧路中央支店　収納及び釧路支庁の支払
根室中央支店　収納及び根室支庁の支払
東　京　支　店　収納及び東京事務所の支払
道内に所在する店舗（上記の店舗を除く。）　収納」
に
改める。

北海道告示第717号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の名称及び数量
キーボード天板型平机ほか全45点
(2)　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。
(3)　納　入　期　日　平成13年５月28日
(4)　納　入　場　所　別途指示する場所
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
3　契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北３条西６丁目　北海道出納局物品管理課
4　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
旧北海道本庁舎（赤れんが庁舎）１階７号会議室
(2)　入　札　日　時　平成13年４月23日　午前11時
(3)　開　札　場　所　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　(2)に同じ。
5　入　札　保　証　金
(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「規務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
6　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　郵便番号　060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道出納局物品管理課
電話番号　011－231－4111　内線　32－289
(2)　交　付　方　法　(1)の場所で交付する。
7　郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道出納局物品管理課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 32－289

(4)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第718号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、北海道立総合体育センターの平成13年４月１日から平成14年３月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　受託者の名称　　財団法人北海道体育協会

2　所　在　地　　札幌市豊平区豊平５条11丁目１番１号

北海道告示第719号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、北海道立北見体育センターの平成13年４月１日から平成14年３月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　受託者の名称　　財団法人北見市体育協会

2　所　在　地　　北見市東陵町27番地

公　　表

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第８条第２項の規定により、平成13年４月13日、公印の作成について次のとおり公印台帳に登録した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

作成した公印

公印の名称	備置き機関名	用　途	印　影	寸　法	使用開始年月日
北海道知事之印	北海道渡島支庁	漁業許可・採捕許可及び特別採捕許可証用		方30ミリメートル	平成13．5．1

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第８条第２項の規定により、平成13年４月13日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用　途	印　影	寸　法	使用開始年月日

北海道網走支庁長印	北海道網走支庁紋別道税事務所	納税証明(車検)用		直径25ミリメートル	平成13．5．1

2　改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法
北海道網走支庁長印	北海道網走支庁紋別道税事務所	納税証明(車検)用	直径25ミリメートル

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第８条第２項の規定により、平成13年４月１日、公印の廃止について次のとおり公印台帳に登録した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

廃止した公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法
北海道立札幌女子高等技術専門学院長印	北海道立札幌女子高等技術専門学院	一般文書用	方25ミリメートル

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第２項の規定により、平成13年１月１日から３月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　苦情申立ての状況

苦情申立ては７件となっており、表１及び表２のとおりである。

表１　対象機関別の苦情申立ての状況

（単位：件、人）

対象機関	苦情件数	申立人	
		個人	法人等
知事	5	5	0
総務部	0	0	0
総合企画部	1	1	0
環境生活部	0	0	0
保健福祉部	1	1	0
経済部	1	1	0
農政部	0	0	0
水産林務部	2	2	0
建設部	0	0	0
出納局	0	0	0
教育委員会	1	1	0
選挙管理委員会	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0
小計	6	6	0
道の機関以外	1	1	0
合計	7	7	0

（注）知事部局の所管部（局）別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表２　申立事項

区分	件数	申立事項
総合企画部	1	苦情審査委員の実施結果通知について
保健福祉部	1	介護支援専門員の研修について
経済部	1	大店立地法の届出について
水産林務部	2	回答文書について

		回答文書について
教育委員会	1	職員の処分について
道の機関外	1	新規就農について
合　　計	7	

2　苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表３のとおりである。

表３　苦情の処理状況

区　　分		件　数
申立てに対する処理の状況	審査を終えた事案	4
	審査をしない事案	1
	審査を行っている事案	3
	審査を中止した事案	0
	制度の対象外となった事案	2
	内容を検討している事案	1
	合　　計	11

※今回の処理件数には、前回の公表において審査中の申立ての４件が含まれている。

3　苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表４のとおりである。

表４　審査の結果

区　　分		件　数
審査結果の内訳	申立ての趣旨に沿ったもの	1
	申立ての趣旨に一部沿ったもの	1
	道の機関の行為に不備がないもの	2
	合　　計	4

4　勧告及び意見表明の状況

勧告及び意見表明したものはなかった。

新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第19条第４項の規定により、北海道が認定した中核的支援機関を次のとおり公表する。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　名　　称　財団法人北海道中小企業総合支援センター
2　住　　所　札幌市中央区北１条西２丁目２番地
3　事務所の所在地　札幌市中央区北１条西２丁目２番地
4　認定年月日　平成13年４月１日

平成５年12月28日付けで策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第５条第４項の規定により、次のとおり変更した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1　北海道農業の概況

本道の農業は、明治２年の開拓使設置以降、本格的な開拓が始まり、積雪寒冷な厳しい気象条件のもと、近代的な農業技術の導入や土地改良等が進められ、今日では、我が国における食料の安定供給に重要な役割を果たしている。

また、本道の耕地面積は、全国の約1/4を占める118万５千ヘクタール（12年）と広大であり、地域ごとに自然・土地条件を活かした特色のある農業が展開されている。

道南地域は、温暖な気候を活かした野菜栽培のほか、米、馬鈴しょなどの畑作、花き、酪農・畜産を加えた集約的な農業が展開されており、また、道央地域では、豊富な水資源と夏季が比較的高温になることを利用した、米や野菜を主体とする農業が展開されている。

一方、道東・道北地域では、広大な農地や丘陵地を活かし、ＥＵ諸国の水準に匹敵する大規模で機械化された畑作、酪農などが展開されている。

2　北海道農業の現状と課題

本道の農家１戸当たりの経営耕地面積は、12年には14.3ヘクタールと、都府県の0.95ヘクタールに比べ15倍の規模となっている。

また、販売農家のうち、専業農家及び第１種兼業農家を合わせた主業的農家の占める割合が84パーセントとなっており、専業的な農業経営を中心とした、大規模経営による低コストで生産性の高い農業が展開されている。

しかしながら、農家戸数は年々減少しており、12年では69,841戸と、５年前に比べ11,146戸（13.8パーセント）減少しているほか、農業就業人口における高齢者の占める割合についても、65歳以上の割合が31パーセントと、高齢化が進行している状況にある。

販売農家における15歳以上のあとつぎがいない農家の割合も、12年では2/3を占めていることから、農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後も農家戸数の減少が懸念されている上、新規就農者数が近年600人弱（うち後継者が500人強）で推移しており、現在の農家戸数を維持するのに必要な数の1/4程度（後継者補充率：世代交替を30年で計算）となっている。

このように、農業従事者の高齢化等により農業労働力が減少する中で、立地条件や土壌条件が悪い農地等を中心として、近年、耕作放棄地が増加傾向にあり、今後、これまで本道農業の中核を担ってきた昭和一桁世代の農業者のリタイアの進行に伴い、農地処分の増加が見込まれるなど農地の需給ギャップが拡大し、優良農地の遊休化が懸念されている。

また、WTO体制下における国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷に加えて、「食料・農業・農村基本法」の制定等に伴う農産物の価格形成への市場原理の一層の導入、さらには、家畜排せつ物の適正な処理等の環境保全に向けた取組みが急務となっていることなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化している。

これら課題に対応し、本道が我が国最大の食料供給基地として、「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた食料自給率の向上に最大限寄与していくためには、9年4月に制定した「北海道農業・農村振興条例」の基本理念に基づき、農業の健全な発展と豊かで住みよい農村の確立に向け各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要である。

3　農業経営基盤の強化の促進に関する取組み

国際化の急速な進展に伴う農産物価格の低迷など、厳しい農業情勢の中、農業を持続的に発展させていくためには、経営感覚に優れた意欲や能力のある担い手の育成・確保が急務である。

農業経営の着実な発展のためには、自らの経営の計数管理を可能とする複式簿記や税制面の特例措置を活用できる青色申告の導入等を進め、価格・需給動向に的確に対応できる経営感覚を育てるとともに、「生産者から経営者」への意識改革を図っていくことが求められる。

このため、農業者が自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や経営管理能力及び対外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を一層推進するとともに、これらの経営体が、クリーン農業や経営の多角化など、自らの創意工夫を活かした経営を展開していけるよう、農地の円滑な利用集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずることとする。

また、農業が職業として選択し得る魅力のあるものとすることを前提に、他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりおおむね700万円）をあげ得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

さらに、労働力不足、経営コストの低減など地域の課題に対応するため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完し得るヘルパーやコントラクターなどの経営支援組織を育成し、地域農業のシステム化を促進することにより、ゆとりある農業経営の確立を目指す。

とりわけ、担い手の不足が深刻化し、農地の有効利用が困難となっている地域においては、離農跡地等の受け手や高齢農家等からの農作業の受託者となるなど、公益的な役割が期待される地域連携型法人（特定農業法人）の育成や市町村段階での農地保有合理化法人の設立等により、地域が主体となった優良農地の確保とその有効利用を一層促進する。

一方、女性農業者は、農業の重要な担い手であるとともに、加工や直売、景観整備などを通じて、農村の活性化に大きく貢献している。

また、農業は個人の体力や能力に応じ、生涯にわたり関わることのできる職業であることから、高齢者が経験や知識を活かすことにより、生産や地域活動に参加することが期待される。こうした実態等を踏まえ、女性農業者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため、家族経営協定の締結など、魅力ある農村の確立に向けた環境づくりを支援する。

【地域別の取組み】

ア　稲作を主体とする地域

近年、米の需給ギャップの拡大により自主流通米価格が下落しており、稲作を主とする経営体の農業所得が低迷している。このような状況の中で、安定的な水田農業を確立するためには、需要に応じた米の計画的な生産と麦、大豆等の転作作物の定着・拡大が必要である。

米の生産に当たっては、高い栽培技術力や大きな経営規模を有する本道稲作の優位性を最大限活かせるよう、直播技術等による生産コストの低減や少肥密植栽培の導入等による品質・食味の一層の向上を図るとともに、育苗、防除、収穫等の共同作業を推進するなど、低コスト生産に向けた生産体制の整備を図る。

さらに、米の生産力、商品性、販売力等の実力をもとに、米産地の再編成を促進するとともに、市町村や農協の区域を越えた広域産地の形成、消費者との交流等による差別化の取組みを推進する。

また、転作作物については、麦、大豆、飼料作物の品質、生産性の向上等により定着を図りつつ、高い収益性が期待される野菜、花き等を組み合わせた経営の複合化を図ることにより、農業所得の確保を図る。

イ　畑作を主体とする地域

道が策定している「畑作物の作付指針」や農業団体が設定している「畑作物作付指標」の実現に向け、地域の営農条件を考慮した輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズの的確な把握のもと、需要の動向に即した計画的な生産を促進する。

また、耐冷性、耐病性及び収量性が高く、加工適性に優れた品種の開発・普及や優良種苗の確保、休閑緑肥の導入による地力の維持・増進、栽培技術の高位平準化、乾燥調製・選別の適正化を図るとともに、排水対策等の生産基盤の整備を推進することにより、高品質で安定的な畑作物の生産・供給を進める。

さらに、農作業の共同化や農作業受託組織であるコントラクターの育成など、集落や地域を単位とした経営支援システムの形成を促進するとともに、乾燥調製施設や集出荷施設など生産流通に関する拠点施設の整備を推進する。

ウ　酪農・畜産を主体とする地域

「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」等に即して、土・草・家畜が調和した資源循環型酪農・畜産を確立するとともに、人と家畜と環境にやさしい、ゆとりある酪農・畜産経営を育成する。

酪農については、酪農家戸数の減少による地域集落の活力低下が懸念される中で、我が国の生乳生産基地としての役割を高め、さらに発展していくため、多様な経営体の育成とヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の強化などに取り組むとともに優れた担い手の育成・確保を推進する。

また、肉用牛については、本道の豊かな自給飼料基盤やほ場副産物の有効利用による資源循環型肉用牛生産を推進するとともに、耕種農家や酪農家との連携による地域的な取組体制を整備し、地域の特色を活かした安定的な肉用牛資源の増大や北海道ブランドの確立を図る。

さらに、飼料自給率の向上、生産コストの低減、畜産環境問題への適切な対応等に向けて、作付地の団地化、意欲や能力のある担い手への農用地の利用集積、放牧の推進や公共牧場の活用を推進し、自給飼料の増産を図るとともに、近年、環境保全に対する関心が高まる中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機物資源としての有効利用を促進する。

第２　効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第１に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、道内の先進的な経営事例をもとに、現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると次のとおりである。

【稲作を主体とする地域】

［個別経営体］

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 野菜 複合	〈作付面積等〉 • 水稲　4.8ha • だいこん　0.8ha • にんじん　0.8ha • 長ねぎ　0.8ha • メロン　0.8ha 経営面積計　8.0ha	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（30ＰＳ）　１台 • 農用トラック（軽４輪）　１台 • 野菜管理機（培土含む）　１台 • 育苗ハウス（長ねぎ、メロン、水稲用）　３棟 • 乗用トラクター（70ＰＳ） • スプレーヤー（ブーム式） • 農用トラック（２ｔダンプ）　５戸共同 • 田植機（乗用８条） • だいこん収穫機 • は種プラント 〈その他〉 • 水稲収穫作業の農作業請負組織への全面委託 • ライスセンターを利用した乾燥調製	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 • 作目別原価の把握、コスト分析 • 市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 • 作目間の労働調整	• 地域支援システムの有効活用による雇用の安定確保（労働銀行） • 野菜の省力化技術の導入 〈家族労働力〉 • 主たる従事者　１人 • 補助従事者　２人

		•野菜について、収穫機械の導入や共同利用施設を活用した収益性の向上 •たい肥供給センターを活用した地力の維持増進 •輪作体系を確立することによる連作障害の回避		
水稲 畑野菜 複合	〈作付面積等〉 •水稲　6.0ha •小麦　2.0ha •大豆　2.0ha •にんじん　2.0ha •たまねぎ　3.0ha 経営面積計　15.0ha （うち借地　3.0ha）	〈機械施設装備〉 •農用トラック（２ｔ）　１台 •育苗ハウス（水稲、たまねぎ用）　４棟 •乗用トラクター（30ＰＳ、50ＰＳ） •たまねぎ移植機 •自脱型コンバイン（４条） •田植機（４条） •スプレーヤー（ブーム式） （乗用トラクター～スプレーヤー：２～４戸共同） •農舎（鉄骨）　１棟 〈その他〉 •乾燥調製及び防除作業の農協等への委託 •水稲の育苗、移植及び収穫の共同作業による省力化 •野菜の省力化技術の導入 •たまねぎのポット機械移植と育苗システム •にんじんのシーダーは種方式 •にんじん、小麦、大豆の３年輪作	•複式簿記記帳 •パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 •作物別原価の把握、コスト分析	•農作業の共同化、外部委託による作業時間の短縮 〈家族労働力〉 •主たる従事者　１人 •補助従事者　２人
大規模 稲作 専業	〈作付面積等〉 •水稲　24.0ha （うち借地　4.8ha） •作業受託　15.0ha （小麦収穫）	〈機械施設装備〉 •乗用トラクター（30ＰＳ、50ＰＳ）　２台 •マニュアスプレッター（２ｔ）　１台 •フロントローダー（50ＰＳ用）　１台 •農用トラック（２ｔ）　１台 •普通型コンバイン（2.6ｍ）　１台 •田植機（乗用８条）　１台 •農舎（鉄骨）　１棟 •乾燥施設（100㎡）　１棟 •乾燥機（3.6ｔ）　３台 •育苗ハウス（水稲用）　５棟 〈その他〉 •普通型コンバインの有効利用を図るための小麦収穫の作業受託	•複式簿記記帳 •パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 •機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	•高性能機械の導入による作業時間の短縮 〈家族労働力〉 •主たる従事者　１人 •補助従事者　２人

		• 水稲の直播き方式の一部導入 • 区画の大規模化、高性能機械の導入による作業効率の向上		
野菜専業	〈作付面積等〉 • 長ねぎ 1.5ha • だいこん 1.0ha • ほうれんそう 0.5ha 経営面積計 3.0ha 〈その他〉 • 農地（水田）の賃貸 2.5ha	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（30ＰＳ） 1台 • 長ねぎプランター 1式 • スプレーヤー 1台 • フロントローダー（30ＰＳ用） 1台 • 農舎（鉄骨） 1棟 • 栽培ハウス（ほうれんそう用） 20棟 • 育苗ハウス（長ねぎ用） 3棟 〈その他〉 • 野菜の導入品目については、労働力の確保状況と市場動向を考慮する。 • ほうれんそうについての雨よけハウスにおける４作取りの実施 • 栽培体系の確立による労働力の時期別平準化 • たい肥供給センターを活用した地力の維持増進	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、ハウス・ほ場管理 • 作目別原価の把握、コスト分析 • 市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 • 作目間の労働調整	• 地域支援システムの有効活用による雇用の安定確保（労働銀行） • 野菜の省力化技術の導入 〈家族労働力〉 • 主たる従事者 1人 • 補助従事者 2人
果樹専業	〈作付面積等〉 • りんご 3.2ha • ぶどう 0.3ha • おうとう 0.2ha （オーナー制度） • りんご 0.3ha • おうとう 0.3ha 経営面積計 4.3ha 〈その他〉 • 幼木樹園地 0.8ha	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（30ＰＳ） 1台 • フロントローダー（30ＰＳ用） 1台 • 農用トラック（２ｔ） 1台 • 雨よけハウス 1台 • マニュアスプレッター（２ｔ） ┐２～４戸 • ブロードキャスター（300ℓ） ┘共同 • 農舎（鉄骨） 1棟 • スプリンクラー 1式 〈その他〉 • りんごの品種に熟期の異なるものを組み合わせることによる労働力の適正配分 • 省力的な栽培方法の導入と作業体制の分業化 　• りんご：わい化栽培、大苗定植、薬剤摘果で労力軽減、低樹高による作業能率の向上 　• おうとう：全園雨よけ施設の導入、大苗定植、雨よけ施設の被覆作業の請負集団への委託	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、顧客管理 • 部門別、作目別原価の把握、コスト分析 • 販売網の多様化や有利な販売体制の確立	〈家族労働力〉 • 主たる従事者 1人 • 補助従事者 2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
		• 高齢農家のせん定作業の受託 • オーナー制度の導入による販売網の多様化、都市住民の参加		
花き専業	〈作付面積等〉 • カーネーション　0.6ha • トルコききょう　0.4ha 経営面積計　1.0ha 〈その他〉 • 農地（水田）の賃貸　4.0ha	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（20ＰＳ）　１台 • 歩行用トラクター（3.5ＰＳ）　１台 • 農用トラック（軽４輪）　１台 • 除雪機（直装型）　１台 • トレンチャー　１台 • 栽培ハウス（1000㎡）　10棟 • 冷蔵庫　１台 〈その他〉 • ２品種の導入による価格変動の危険分散 • 苗の購入による育苗作業の省力化 • マルチ栽培による除草作業の軽減 • 共同選別等による品質の維持、向上	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、ハウス管理 • 作目別原価の把握、コスト分析 • 市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 • 作目間の労働調整	• 地域支援システムの有効活用による雇用の安定確保（労働銀行） 〈家族労働力〉 • 主たる従事者　１人 • 補助従事者　２人

［組織経営体］

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲野菜複合	〈作付面積等〉 • 水稲　25.0ha • だいこん　5.0ha • レタス　3.0ha • キャベツ　5.0ha • メロン（施設）　1.0ha • ほうれんそう　1.0ha 経営面積計　40.0ha • 作業受託　45.0ha （水稲、小麦の収穫、乾燥調製） 〈構成員戸数〉 5戸	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（30ＰＳ、70ＰＳ）　２台 • マニュアスプレッター（２ｔ）　１台 • フロントーダー（70ＰＳ用）　１台 • 農用トラック　５台 • 普通型コンバイン（2.6ｍ）　１台 • 田植機（乗用８条）　１台 • だいこん収穫機　１台 • 栽培ハウス（メロン、ほうれんそう用）　２棟 • 乾燥調製施設　１棟 • 育苗ハウス（水稲用）　１棟 • 事務所　１棟 • 農舎（鉄骨）　２棟 〈その他〉 • 構成員間の作業分担方式 • 露地野菜と施設野菜の組合せによる労働力と出荷	• パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 • 作目別原価の把握、コスト分析 • 資金繰り表による資金管理 • 労務管理（人事、教育、福利厚生等）の充実 • 市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	• 給料制の導入 • 従事者の社会保険の加入 • 地域支援システムの有効活用による雇用の安定確保（労働銀行） • 定期的な休日の確保 • 研修生の受入れ 〈労働力〉 • 主たる従事者　５人 • 補助従事者　８人

		時期の調整 • 高性能機械の有効利用を図るための稲、麦の収穫、乾燥調製作業の受託		• 常時雇用　1人

【畑作を主体とする地域】

［個別経営体］

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作野菜複合（Ⅰ）	〈作付面積等〉 • 小麦　2.0ha • ばれいしょ　2.8ha • てんさい　2.8ha • 小豆　2.8ha • ながいも　0.8ha • だいこん　2.0ha • アスパラガス　1.0ha • 緑肥作物　0.8ha 経営面積計　15.0ha	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（50～80ＰＳ）　3台 • 農用トラック（４ｔ） • ポテトピッカー • ビートハーベスター　5戸 • ビーンハーベスター（２条）　共同 • だいこん収穫機 • ビート移植機（４条植え） • マニュアスプレッター（７ｔ） • トレンチャー（４連） • 農舎（鉄骨）　1棟 〈その他〉 • 集団化による計画的作付け • 共同作業による高性能機械の作業面積確保と作業の省力化 • 移植、収穫作業の分業体制による能率向上 • 地力の維持増進（緑肥や茎葉のすき込み） • 畑作物と野菜の５作物輪作体系の確立 • 土壌診断による適切なほ場管理	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 • 作目別原価の把握、コスト分析 • 市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 • 機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 • 作目間の労働調整	• 地域支援システムの有効活用による雇用の安定確保（労働銀行） 〈家族労働力〉 • 主たる従事者　1人 • 補助従事者　2人
畑作野菜複合（Ⅱ）	〈作付面積等〉 • 小麦　3.0ha • 大麦　3.0ha • ばれいしょ　6.0ha • てんさい　6.0ha • 大豆　3.0ha • だいこん　1.0ha • ごぼう　2.0ha	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（50～80ＰＳ）　3台 • 農用トラック（４ｔ） • フロントローダー（70ＰＳ用） • マニュアスプレッター（７ｔ） • スプレーヤー（自走式）　3戸 • ビート移植機（４条植え）　共同 • 普通型コンバイン（2.6ｍ）	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 • 作目別原価の把握、コスト分析 • 市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	• 営農集団体制による労働配分、省力化

	経営面積計 24.0ha	• トレンチャー（４連） • ポテトハーベスター • ビートハーベスター • 育苗ハウス（てんさい用） １棟 〈その他〉 • コスト低減と生産性の向上のための営農集団の組織化 • ５作物輪作体系の確立 • 省力化の可能な畑作的野菜の導入（所得の確保と省力化の両立） • 地力の維持増進（茎葉のすき込みや有畜農家とのたい肥交換） • 土壌診断による適切なほ場管理	• 機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 • 作目間の労働調整	〈家族労働力〉 • 主たる従事者 １人 • 補助従事者 １人
畑作野菜複合（Ⅲ）	〈作付面積等〉 • 小麦 7.0ha • ばれいしょ 5.0ha • てんさい 7.0ha • 小豆 4.0ha • いんげん 3.0ha • だいこん 2.0ha • にんじん 2.0ha • スイートコーン 5.0ha 経営面積計 35.0ha （うち借地 7.0ha）	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（50～70ＰＳ） ２台 • 農用トラック（４ｔ） １台 • フロントローダー（70ＰＳ用） １台 • スプレーヤー（自走式） １台 • ビート移植機（４条植え） １台 • だいこんは種機 １台 • だいこん収穫機 １台 • ポテトピッカー • ビートハーベスター ３戸共同 • 普通型コンバイン（4.6ｍ） 12戸共同 • 育苗ハウス（てんさい用） １棟 • 農舎（D型スチール） 〈その他〉 • 畑作物４品に畑作的野菜を取り入れた５作物の輪作体系の確立 • 比較的畑作作業の少ない時期（６～９月）に作業可能な野菜の品種選定 • 野菜の高品質の維持と安定生産によるブランドの確立 • 共同利用組合による小麦の収穫 • 地力の維持増進（茎葉のすき込みや有畜農家とのたい肥交換）	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 • 作目別原価の把握、コスト分析 • 市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 • 機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 • 作目間の労働調整	• 高性能機械の導入共同利用による作業時間の短縮 〈家族労働力〉 • 主たる従事者 １人 • 補助従事者 ２人

		• スイートコーン、にんじんの収穫作業の委託による農作業の省力化 • 土壌診断による適切なほ場管理			
大規模畑作専業	〈作付面積等〉 • 小麦 12.0ha • ばれいしょ 12.0ha • てんさい 12.0ha • 大豆 3.0ha • 小豆 3.0ha • いんげん 6.0ha • スイートコーン 6.0ha 経営面積計 54.0ha （うち借地 12.0ha）	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（50～70ＰＳ） 2台 • 農用トラック（４ｔ） 1台 • フロントローダー（70ＰＳ用） 1台 • マニュアスプレッター（７ｔ） 1台 • スプレーヤー（自走式） 1台 • ビート移植機（４条植え） 1台 • 育苗ハウス（てんさい用） 2棟 • 普通型コンバイン（4.6m） 8戸共同 • ポテトピッカー 3戸共同 • ビートハーベスター 2台 • 農舎（D型スチール） 1棟 〈その他〉 • 主要畑作物４品の４～５年輪作 • １作物12haの作業単位の確保 • 高性能大型機械の導入 • 地力の維持増進（茎葉のすき込みや有畜農家とのたい肥交換） • スイートコーンの収穫作業の委託による農作業の省力化 • 土壌診断による適切なほ場管理	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 • 作目別原価の把握、コスト分析 • 機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	• 高性能機械の導入共同利用による作業時間の短縮 〈労働力〉 • 主たる従事者 1人 • 補助従事者 1人 • 常時雇用 1人
畑作野菜肉用牛複合	〈作付面積等〉 • 小麦 6.0ha • ばれいしょ 6.0ha • てんさい 6.0ha • 大豆 3.0ha • だいこん 1.0ha • ごぼう 2.0ha 経営面積計 24.0ha 〈飼養頭数〉 • 繁殖牛（黒毛） 12頭	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（50～80ＰＳ） 3台 • 農用トラック（４ｔ） • 普通型コンバイン（2.6m） 3戸共同 • ポテトハーベスター • スプレーヤー（自走式） • ビートハーベスター • ボブキャット 1台 • 育苗ハウス 2棟 • 牛舎（150㎡） 1棟 • 肥育牛舎 1棟 • たい肥盤（120㎡） 1棟	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 • 作物別原価の把握、コスト分析 • 飼料費の経常的把握、飼料設計 • 資金繰り表による日常的資金管理 • 機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維	• 肉用牛部門については、高齢者による作業の分担

	• 育成牛　24頭 常時飼養頭数　36頭	• 農舎（D型スチール）　１棟 〈その他〉 • 畑作に肉専用種繁殖肥育一貫を組合せた複合経営 • 集団化による機械の共同利用、一部作業の委託による省力化 • 機械収穫の可能な野菜を取り入れることによる省力化 • たい肥のほ場還元による地力の維持増進 • 土壌診断による適切なほ場管理	持	〈家族労働力〉 • 主たる従事者　１人 • 補助従事者　２人

［組織経営体］

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 肉用牛 複合	〈作付面積等〉 • 小麦　28.0ha • ばれいしょ　24.0ha • てんさい　24.0ha • 大豆　10.0ha • 小豆　16.0ha • 牧草・とうもろこし　24.0ha • だいこん　12.0ha • にんじん　12.0ha 経営面積計　150.0ha （うち借地　25.0ha） 〈飼養頭数〉 • 肉用牛（繁殖）　54頭 • 肉用牛（乳用雄・肥育）　110頭 計　164頭 〈構成員戸数〉 5戸	〈機械施設装備〉 • 乗用トラクター（50～80ＰＳ）　５台 • 農用トラック（４ｔ）　１台 • 普通型コンバイン（2.6ｍ）　２組織共同 • ポテトピッカー　２台 • スプレーヤー（自走式）　１台 • ビートハーベスター　２台 • タイヤショベル（40ＰＳ）　１台 • 成牛舎（650m^2）　１棟 • 肥育牛舎（550m^2）　１棟 • たい肥盤（500m^2）　１棟 • 農舎（D型スチール）　２棟 • 事務所　１棟 〈その他〉 • 畑作４品に畑作的野菜を組み入れた５年輪作体系に、ホル繁殖肥育一貫を組合せた複合経営 • 構成員間の作業分担方式 • たい肥のほ場還元による地力の維持増進 • 高性能大型機械の導入 • 土壌診断による適切なほ場管理	• パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 • 作物別原価の把握、コスト分析 • 飼料費の経常的把握、飼料設計 • 資金繰り表による日常的資金管理 • 労務管理（人事、教育、福利厚生等）の充実 • 機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	• 給料制の導入 • 従事者の社会保険の加入 • 肉用牛の導入による構成員の冬期就労の確保 • 研修生の受入れ • 定期的な休日の確保 〈労働力〉 • 主たる従事者　５人 • 補助従事者　８人 • 常時雇用　１人

【酪農を主体とする地域】

［個別経営体］

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業（Ⅰ）	〈作付面積等〉 • 牧草（採草）　24.8ha • 牧草（放牧）　13.2ha • その他　1.0ha 経営面積計　39.0ha 〈飼養頭数〉 • 経産牛　40頭 • 育成牛　18頭 常時飼養頭数　58頭	〈機械施設装備〉 • 成牛舎（400㎡）　1棟 • 育成牛舎（106㎡）　1棟 • 敷料舎（60㎡）　1棟 • バンカーサイロ（250ｔ）　2基 • パドック（200㎡）　1式 • 堆肥舎（270㎡）　1基 • 尿溜（79㎡）　1基 • カーフハッチ　5基 • スーパーハッチ（５頭用）　1基 • バルククーラー（３ｔ）　1台 • パイプラインミルカー　1式 • バーンクリーナー　1式 • トラクター（牛舎管理用）　1台 • 農用トラック（４ｔ）　1台 ※飼料生産機械については共同利用 〈その他〉 • 既存スタンチョン牛舎等の活用 • 集約的放牧技術を採用するとともに、ヘルパーを活用したゆとり経営 • 自給飼料生産は利用組合（４戸）を組織 • 堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 • 乳牛検定データの活用 • 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 • 粗利益（粗収益－直接費）把握による月別収益の変動分析 • 資金繰り表等による資金管理	• 家族労働の作業分担制 • 自給飼料生産機械の共同利用・共同作業、ヘルパー活用による省力化 〈労働力〉 • 主たる従事者　１人 • 補助従事者　１人 • ヘルパー
酪農専業（Ⅱ）	〈作付面積等〉 • 牧草（採草）　26.9ha • サイレージ用とうもろこし　11.6ha • その他　1.0ha 経営面積計　39.5ha 〈飼養頭数〉 • 経産牛　60頭 • 育成牛　31頭	〈機械施設装備〉 • 牛舎（600㎡）　1棟 • 育成牛舎（205㎡）　1棟 • 敷料舎（240㎡）　1棟 • バンカーサイロ（250ｔ）　2基 • パドック（600㎡）　1式 • 堆肥舎（686㎡）　1基 • 尿溜（196㎡）　1基 • カーフハッチ　8基 • スーパーハッチ（５頭用）　3基 • バルククーラー（5.68ｔ）　1台	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 • 乳牛検定データの活用 • 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 • 粗利益（粗収益－直接費）把握による月別収益の変動分析 • 資金繰り表等による資金	• 家族労働の作業分担制 • 自給飼料生産機械の共同利用・共同作業、ヘルパー活用による省力化

	常時飼養頭数　91頭	・パイプラインミルカー　１式 ・バーンクリーナー　１式 ・トラクター（牛舎管理用）　１台 ・農用トラック（４ｔ）　共同１台 ※飼料生産機械については共同利用 〈その他〉 ・既存スタンチョン牛舎等の活用 ・ヘルパーを活用 ・高泌乳生産を追求 ・自給飼料生産は利用組合（４戸）を組織 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元	管理	〈労働力〉 ・主たる従事者　１人 ・補助従事者　２人 ・ヘルパー
酪農専業（Ⅲ）	〈作付面積等〉 ・牧草（採草）　87.6ha ・その他　2.0ha 経営面積計　89.6ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛　120頭 ・育成牛　60頭 常時飼養頭数　180頭	〈機械施設装備〉 ・牛舎（1200㎡）　１棟 ・ミルキングパーラー　１棟 ・成牛舎（1216㎡）　１棟 ・バンカーサイロ（250ｔ）　８基 ・パドック（1200㎡）　１式 ・乾草舎　１棟 ・分娩舎（200㎡）　１棟 ・堆肥舎（育成用200㎡）　１棟 ・スラリーストア（2456㎡）　１基 ・スラリーポンプ　１式 ・曝気槽（160㎥）・曝気ポンプ　１基 ・カーフハッチ　15基 ・スーパーハッチ（５頭用）　６基 ・ミルカー　１式 ・スキッドローダー　１台 ・トラクター（牛舎管理用）　１台 ・ＴＭＲミキサー　１台 ・農用トラック（４ｔ）　１台 ・トラクター（飼料生産用）　１台 ・飼料生産用作業機　５台 〈その他〉 ・ミルキングパーラーによる搾乳 ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・スラリーストアを活用した液肥生産とその草地へ	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益（粗収益－直接費）把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理	・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 〈労働力〉 ・主たる従事者　２人 ・補助従事者　１人 ・臨時雇用　１人

		利用還元		
肉用牛専業（乳雄一貫）	〈作付面積等〉 • 牧草（採草）　74.8ha • サイレージ用とうもろこし　25.2ha 経営面積計　100.0ha 〈飼養頭数〉 1,000頭 〈導入頭数〉 ホル初生牛　418頭 交雑初生牛　209頭 計　627頭	〈機械施設装備〉 • ほ育牛舎（250㎡）　1棟 • 育成肥育牛舎（1125㎡）　4棟 • 作業給餌通路（525㎡）　4棟 • 堆肥舎（950㎡）　4棟 • 敷料庫（200㎡）　2棟 • 乾草飼料調整庫（600㎡）　3棟 • 管理舎（100㎡）　1棟 • 出荷計量施設（80㎡）　1棟 • ショベルローダー（40ＰＳ）　1台 • 乗用トラクター（70ＰＳ）　1台 • ほ育ロボット（50頭・25頭）　2セット • ロールシュレッダー　1台 • ミキシングワゴン　1台 • 農用トラック　1台 • 家畜計量器　1式 〈その他〉 • 自給飼料（とうもろこし、稲わら、転作牧草等）を活用した乳雄一貫肥育 • たい肥は、一部ほ場還元のほか、耕種農家へ有償提供 • 省力的多頭飼育技術（哺乳ロボット・ミキシングワゴン）と肥育技術の高度化による収益の確保 • 粗飼料収穫調製、栽培管理などの全面作業委託	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 • 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 • 販売網の多様化や有利な販売体制の確立 • 飼料費の経常的把握と飼料設計 • 資金繰り表等による日常的資金管理	• 家族労働の作業別分担制 • 請負組織への作業委託 • 作業記録の整備 〈家族労働力〉 • 主たる従事者　1人 • 補助従事者　2人
肉用牛専業（黒毛一貫）	〈飼養頭数〉 • 繁殖牛　70頭 • 育成牛等　143頭 常時飼養頭数　213頭 〈その他〉 • 牧草　28ha • とうもろこし　4ha	〈機械施設装備〉 • 成牛舎（860㎡）　1棟 • 育成肥育牛舎（750㎡）　1棟 • 子牛休息房（100㎡）　1棟 • 堆肥舎（687㎡）　1棟 • 敷料庫（80㎡）　1棟 • 乾草庫（100㎡）　1棟 • 管理舎（100㎡）　1棟 • 出荷計量施設　1式 • ショベルローダー（40ＰＳ）　1台 • 乗用トラクター（70ＰＳ）　1台	• 複式簿記記帳 • パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 • 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 • 販売網の多様化や有利な販売体制の確立 • 飼料費の経常的把握と飼料設計 • 資金繰り表等による日常	• 家族労働の作業別分担制 • 作業記録の整備

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
		・ミキシングワゴン　1台 ・ロールシュレッダー　1台 ・農用トラック　1台 ・家畜計量器　1台 ・飼料収穫機械　4台 〈その他〉 ・稲わら、麦桿等耕種農家の残さとたい肥の交換 ・自家配合飼料、粗飼料資源（稲わら、とうもろこしサイレージ、でんぷん粕等）の活用によるコスト低減 ・夏期間の公共牧場への預託 ・機械銀行、請負組織の活用	的資金管理	〈家族労働力〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　2人

［組織経営体］

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業	〈作付面積等〉 ・牧草（採草）　244.3ha ・サイレージ用とうもろこし　29.6ha ・その他　4.0ha 経営面積計　277.9ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛　400頭 ・育成牛　216頭 常時飼養頭数　616頭 〈構成員戸数〉　5戸	〈機械施設装備〉 ・成牛舎（4000m²）　1棟 ・ミルキングパーラー　1棟 ・育成牛舎（4175m²）　1棟 ・バンカーサイロ（250ｔ）　20基 ・乾草舎　1棟 ・飼料庫　1棟 ・分娩舎（400m²）　1棟 ・ほ育舎　1棟 ・管理事務所（200m²）　1棟 ・堆肥舎（350m²・育成用）　1基 ・スラリーストア（8761m³）　1基 ・スラリーポンプ　1式 ・曝気槽・曝気ポンプ　1式 ・バルククーラー（15.1ｔ）　1台 ・ミルカー（ヘリングボーン）　1式 ・スキッドローダー　1台 ・トラクター（牛舎管理用）　1台 ・TMRミキサー　1台 ・哺乳ロボット　1式 ・トラクター（70～100ＰＳ）　7台	・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・労務管理（人事、教育、福利厚生等）の充実 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に対応した計画的、出荷販売 ・粗利益（粗収益－直接費）把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表等による資金管理	・定期的な休日や長期休暇が確保できる労務体制の確立 ・雇用労働力の確保 ・研修生の受入

		• 農用トラック（４ｔ）　６台 • タイヤショベル　１台 • スラリーローリー　２台 • マニュアスプレッダ　３台 • 飼料生産用作業機等　20台 〈その他〉 • 法人経営体（５戸で構成） • フリーストール・ミルキングパーラー • 自給飼料生産は内部完結 • スラリーストア等を活用した液肥生産とその草地へ利用還元		〈労働力〉 • 主たる従事者　５人 • 補助従事者　４人 • 常時雇用　２人

第３　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

１　農地流動化の現状と課題

本道においては、離農や規模縮小に伴い供給される農地等を、農地移動適正化あっせん事業や農地保有合理化事業など各種の農地流動化施策を講じながら、認定農業者など意欲ある担い手へ利用集積してきており、12年３月末現在で、農用地面積の９割弱がこれら担い手に利用集積されている。

経営規模別にみると、売買では20ヘクタール、賃貸借では５ヘクタールを境にして、大規模層へ利用集積されており、規模拡大が進んでいる。

また、規模拡大につながる売買や賃貸借による移動（農地流動化面積）についてみると、元年以降、３万ヘクタール台で推移し、８年からは４万ヘクタール台に増加しており、その内訳をみると、賃貸借が増加傾向にあるとともに、３年以降、賃貸借が売買を上回って推移している。

このように、賃貸借が増加傾向にあり、売買を上回って推移していることは、貸し手側、借り手側の双方に理由がある。貸し手側の理由としては、低金利情勢下では、売るよりも貸す方が有利となっていることや、売りたくても買い手がいないため、やむを得ず貸す場合などが考えられる。

また、借り手側の理由としては、農産物価格の低迷等により、農地を購入しても対価に見合った収益を確保しづらいことや、農地価格のさらなる低下を期待して購入を控え、短期的に借りる場合などが考えられる。

一方、農地流動化は進んでいるものの、受け手の希望に沿わない流動化もみられ、結果として、受け手農家の負担増を招く場合もあるほか、規模拡大や賃貸借の増加に伴い、農地の分散化や地力の低下等が農地利用上の問題として指摘されている。

近年、本道においても、農業労働力の減少等に伴い、耕作放棄地が増加傾向にあるが、今後、これまで本道農業の中核を担ってきた昭和一桁世代の農業者のリタイアの進行などに伴う農地処分の増加が見込まれる一方、厳しい農業情勢や先行き不安等が高まる中で、農業者に新規投資を手控える傾向が強まっており、農地の需給ギャップの拡大による優良農地の遊休化が懸念される状況となっている。

こうした農地の遊休化は、農業生産力の低下を招くばかりでなく、環境保全等の多面的機能の発揮や地域社会にも影響を与えるなど、重要な問題となっている。

農地は経営の資源であるとともに地域の資源でもある。地形的にも大きな広がりを有する本道においては、気象や立地条件も地域によって異なっており、地域ごとに特色のある様々な農業が展開されていると同時に、課題も多様なものとなっていることから、そうした課題の克服に向け、地域が主体となって的確に対応していくことが重要である。

２　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び取組み

農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するためには、意欲ある担い手への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、担い手の育成・確保に関する取組みと併せて、地域における農用地の利用調整活動をはじめ、農地保有合理化事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、実質的な規模拡大や労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用などに対応するため、農作業受委託への取組みを支援するとともに、農作業効率を高め、一層のコスト低減を図ることができる農用地の集団化（交換分合事業等）や基盤整備事業等を推進する。

一方、担い手が不足している地域などにおいて、当面受け手がないが、近い将来の具

体的な利用の計画がある優良農地については、地域が主体となった管理を行うなど、きめの細かい対応を行っていくことが重要である。

　農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これら農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが必要であることにかんがみ、第２に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託を含む。）の集積に関する目標を、将来の本道農用地面積の95パーセント程度とする。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項

１　農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

　第２で例示するような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保と第３で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積の目標シェアを達成するためには、今後10年程度で、さらに約８万ヘクタールを利用集積していく必要があるが、近年、農業労働力が減少する中で、今後、農地の需給ギャップが拡大傾向にあり、優良農地の遊休化が懸念されていることから、離農跡地等を意欲ある担い手へ円滑に利用集積していくことが必要である。

　このため、道としては、北海道農業会議、北海道農業協同組合中央会、北海道農業開発公社、北海道土地改良事業団体連合会等の関係機関・団体との連携を一層強化するとともに、利用権設定等促進事業や農地保有合理化事業等を柱とした農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

　なお、農業経営基盤の強化を促進するための措置を集中的かつ重点的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に効果的に結びつけていくためには、主体的かつ計画的に経営改善に取り組んでいく農業者に、関係機関・団体が一体となって支援措置を講じていく認定農業者制度の推進等が不可欠である。

(1)　利用権設定等促進事業については、地域関係者の話し合いを基本として、意欲ある担い手に農用地を利用集積していくとともに、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保と地域全体の農用地の有効利用を図る方向で推進することが必要である。

　なお、意欲ある担い手に対し農用地の利用集積を円滑に進めていくためには、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況など農地流動化に関連する情報を共有するとともに、必要な農地流動化施策の組合せや実施時期及びそれぞれの役割分担を明確にし、一体となって取り組んでいくことが必要である。

　また、農業生産法人に対し利用権の設定等を行うため、農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該利用権の設定等が当該農業生産法人の経営の育成に資するものであるものとし、農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招かないようにする必要がある。

(2)　農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営み、または営もうとする意欲ある担い手に対し、農用地の利用集積が集団的に図られるよう推進する。

　このためにも、集落組織などを基本とした地権者の集団である農用地利用改善団体の活動を促進するとともに、活動が停滞している農用地利用改善団体については、農業委員会や生産組織等と連携した活動の強化等を通じ、組織の活性化を図る。

　また、担い手が不足している地域や農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて、地域農業の維持が困難な地域においては、関係者の合意のもと、地区内農用地の受け手となり得る地域連携型法人（特定農業法人）の設立を推進する。

(3)　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、地域ごとの特性を踏まえて、その地域に適した事業を主体として、重点的かつ効果的に実施する。

(4)　農業改良普及センターをはじめ、市町村、農業委員会、農業協同組合など地域の関係機関・団体は、より一層連携を強化し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取組みを行っていく必要がある。

　特に、ゆとりある農業経営の確立に向け、意欲ある担い手とそれを補完し得る農作業受託組織等が育成・確保されるよう、集落段階における農業者の徹底した話し合いや自主的かつ計画的に経営改善を進める認定農業者への指導・支援、農業生産法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

　道としては、これら地域の関係機関・団体の活動を支援するため、北海道農業会議、北海道農業協同組合中央会など関係機関・団体と連携し、地域段階で経営指導等に従事する者を対象とした研修活動等を実施する。

(5)　農地流動化の阻害要因として、ほ場条件の問題が指摘されており、意欲ある担い手への農用地の利用集積を図る上で、面工事を主体とした基盤整備事業を推進する必要がある。

　生産基盤の整備は、ほ場条件の均一化が図られるとともに、換地等による土地権利関係の設定が容易になるなど、農用地の利用集積を進める大きな契機となることから、地域の徹底した話し合いによる合意形成や連携のもと、農地流動化と基盤整備を一体的に捉えた取組みを推進する。

２　農地保有合理化法人に関する事項

(1)　農業経営基盤強化促進法第４条第２項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、財団法人北海道農業開発公社とする。

(2) 財団法人北海道農業開発公社は、農用地等の中間保有・再配分機能を活用し、認定農業者など本道農業を担っていく者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施するものとする。

ア　農用地等を買い入れ、または借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、または、貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）

イ　農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ　農地売買等事業により買い入れた農用地等を農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた農業生産法人に対し、現物出資し、及びその現物出資に伴い付与される持分を当該農業生産法人の組合員、社員または株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ　農地売買等事業により買い入れ、または、借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が、農業の技術または経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(3) 財団法人北海道農業開発公社は、これら事業を実施する場合、市町村を区域として農地保有合理化事業を実施する法人（市町村段階の農地保有合理化法人）との役割分担を明確にし、両者連携のもと実施するものとする。

また、市町村段階の農地保有合理化法人が農地保有合理化事業を実施する場合にあっては、その指導・助言等に努めるものとする。

3　効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取組み

(1)　認定農業者制度の推進

地域農業の将来を担う意欲と能力のあるプロの経営者の育成・確保や地域の主体的な取組みが求められている中で、5年の「農業経営基盤強化促進法」の制定に伴い創設された認定農業者制度は、農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや経営者としての自覚を高めることが期待できることから、関係機関・団体と連携し、制度の普及推進に取り組んできた。

しかしながら、創設当時、支援策が農地流動化施策と資金制度に集中していたことなどから、資金借入等のための条件と捉えられがちであり、制度本来の趣旨が十分に徹底されていない状況が見られ、地域によって本制度への取組みに大きな差が生じている。

一方、「食料・農業・農村基本法」の制定等に伴い、農産物の価格形成に市場原理が重視されることから、農業経営を着実に発展させていくためには、価格・需給動向に的確に対応できる経営感覚が求められている。

また、近年、認定農業者に対する支援策が拡充されるなど、認定農業者を重視した施策が展開される方向にあることから、道としては、関係機関・団体との協議・検討を経て、12年3月に「認定農業者制度の推進に関する今後の取組指針」（北海道農政部長通達）を発出しており、本通達の中で示した取組姿勢に基づき、今後とも制度の一層の普及推進を図るとともに、農業者が支援策を効果的に活用しつつ、経営改善を円滑に進めることができるよう支援していく。

なお、地域においては、市町村経営改善支援センターを中心に、関係機関・団体が密接な連携をとり、認定農業者や認定志向農業者の指導・支援活動を展開するとともに、11年度からは5年間の認定期間を満了した者が現れていることから、経営のさらなる発展に向け、農業経営改善計画の実績点検と経営改善に向けた新たな計画の作成・指導等に積極的に取り組むことが重要である。

(2)　農業経営の法人化の推進

国際化の急速な進展等の中、時代の変化に対応し得る優れた経営感覚を備えた効率的かつ安定的な農業経営として、また、ゆとりある農業経営を育成していく観点から、道では、9年3月に「農業生産法人育成指針」を策定し、地域の実情や熟度に応じた相談・指導活動の展開等を通じて、農業経営の法人化の取組みを推進してきた。

この結果、道内では、毎年50法人程度のペースで増加しており、12年1月現在、1,794法人設立されている。

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を進め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが求められている中で、農業経営の法人化は、経営管理能力・資金調達力の向上、就業条件の整備による優れた人材の確保など、多くのメリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。

特に、担い手の不足が深刻化し、農地の有効利用が困難になっている地域などにおいては、農地や農作業の受け手、新規参入者や高齢者などの受け皿、地域における雇用の場の提供など、公益的な役割が期待される地域連携型法人（特定農業法人）の育成を支援していく。

(3)　新規就農の促進

農村地域では、農家戸数の減少や高齢化問題に直面しており、その進行は、地域社会の活力の低下のみならず、散居集落である北海道の農村では、社会活動を困難なものとし、地域社会の存立自体が懸念される状況にある。

一方、新規学卒就農者は減少傾向にあるものの、40歳以上の中高年を含むUターン就農者及び農外からの新規参入者は増加傾向にあり、また、社団法人北海道農業担い手育成センター（以下「担い手育成センター」という。）への相談件数が年々増加しているなど、都市住民の農業への関心が高まっていく方向にある。

このため、担い手育成センターが核となり、市町村段階の関係機関・団体との連携のもと、新規就農を希望する者への情報提供や相談活動等を展開するとともに、地域

段階における受入体制の整備を促進し、制度資金の円滑な融通や農場リース事業の活用などの支援策を講ずる。

また、市町村経営改善支援センターや農業改良普及センターなどが中心となり、新規学卒就農者をはじめ、新たに就農した者への農業技術や経営管理能力の向上に向けた取組みを推進する。

地力増進法（昭和59年法律第34号）第４条第１項の規定により、次の地域を地力増進地域として指定した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

1　指定年月日　　平成13年３月30日
2　地　域　名　　鷹栖、遠軽、新得、阿寒
3　地力増進地域　　別図のとおり

（「別図」は、省略し、その図面を北海道農政部流通対策課及び関係支庁農業振興部農務課に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第１項の規定に基づき、渡島海区における休業中の定置漁業権の内容たる漁業を営むことを、次のとおり平成13年４月４日付けで許可した。

平成13年４月13日

北海道知事　堀　　達　也

漁業権番号	許可を受けた者の住所及び氏名	漁場の位置	漁業を営める期間
南まぐろ・いか・さけ定第14号	茅部郡南茅部町字木直431番地 木直漁業協同組合 茅部郡南茅部町字木直523番地 小田原　顯一	南茅部町地先	平成13年４月10日から12月31日まで

北海道開拓記念館告示

北海道開拓記念館告示第３号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、北海道開拓の村及び北海道開拓の村前駐車場の平成13年４月１日から平成14年３月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年４月13日

北海道開拓記念館長　吉　田　和　夫

1　受託者の名称　　財団法人北海道開拓の村
2　所　在　地　　札幌市厚別区厚別町小野幌50番地１

北海道の森活動促進センター告示

北海道道民の森活動促進センター告示第１号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、北海道道民の森の平成13年４月１日から平成14年３月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年４月13日

北海道道民の森活動促進センター所長　富　長　光　彦

1　受託者の名称　　財団法人北海道森林整備公社
2　所　在　地　　札幌市中央区南１条西６丁目11番地

北網建土木現業所告示

北海道網走土木現業所告示第１号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場の平成13年４月１日から平成14年３月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年４月13日

北海道網走土木現業所所長　猪　俣　茂　樹

1　受託者の名称　　財団法人北方文化振興協会
2　所　在　地　　網走市潮見309番地１

北公安委員会告示

北海道公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成13年４月13日

北海道公安委員会委員長　潮　田　　隆

1　審査の種類、期日、時間及び場所
(1)　種類
ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

(2)　期日

ア　技能検定員審査

(ｱ)　技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

a　技能検定員審査（大型、普通、大特又はけん引）を受ける場合
平成13年６月25日（月）

b　技能検定員審査（普自二）を受ける場合
平成13年６月25日（月）及び同月28日（木）の２日間

(ｲ)　その他の者
平成13年６月27日（水）から同月29日（金）までの３日間

イ　教習指導員審査

(ｱ)　教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

a　教習指導員審査（大型、普通、大特又はけん引）を受ける場合
平成13年５月16日（水）

b　教習指導員審査（普自二）を受ける場合
平成13年５月16日（水）及び同月18日（金）の２日間

(ｲ)　学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成13年５月17日（木）

(ｳ)　その他の者
平成13年５月17日（木）及び同月18日（金）の２日間

(3)　時間　　午前９時から午後５時まで

(4)　場所　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　受審資格

札幌方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通

イ　住民票の写し（本籍を記載したもの）　１通

ウ　履歴書（自筆のもの）　１通

エ　運転免許証の写し　１通

オ　運転記録証明書（申請前40日以内に発行されたもの）　１通

カ　審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

(2)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(3)　受付期間

平成13年４月23日（月）から平成13年５月７日（月）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(4)　申請先　　札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号
北海道警察本部交通部運転免許試験課教習所係
電話 011－683－5770（内線 231、232）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5　合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

道函館方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成13年4月13日

北海道函館方面公安委員会委員長　野　又　　肇

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

(2)　期日

ア　技能検定員審査

(ア)　技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

a　技能検定員審査（大型、普通、大特又はけん引）を受ける場合
平成13年5月17日（木）

b　技能検定員審査（普自二）を受ける場合
平成13年5月17日（木）

(イ)　その他の者
平成13年6月27日（水）から同月29日（金）までの3日間

イ　教習指導員審査

(ア)　教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

a　教習指導員審査（大型、普通、大特又はけん引）を受けようとする場合
平成13年5月17日（木）

b　教習指導員審査（普自二）を受ける場合
平成13年5月17日（木）

(イ)　学科教習指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成13年5月17日（木）

(ウ)　その他の者
平成13年5月17日（木）及び同月18日（金）の2日間

(3)　時間
午前9時から午後5時まで

(4)　場所
函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場
ただし、1の(2)のアの(イ)、同イの(イ)及び(ウ)に係る審査は、次の場所で実施する。
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　受審資格

函館方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通

イ　住民票の写し（本籍を記載したもの）　１通

ウ　履歴書（自筆のもの）　１通

エ　運転免許証の写し　１通

オ　運転記録証明書（申請前40日以内に発行されたもの）　１通

カ　審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

(2)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(3)　受付期間

平成13年４月23日（月）から平成13年５月７日（月）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(4)　申請先　函館市石川町149番地の23
北海道警察函館方面本部運転免許課函館運転免許試験場
電話 0138－46－2007（内線 313）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2)　教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の

		成績であること。

5　合格発表

　合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

　審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

道旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第10号

　道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

　平成13年４月13日

北海道旭川方面公安委員会委員長　井　須　孝　誠

1　審査の種類、期日、時間及び場所

⑴　種類

ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

⑵　期日

ア　技能検定員審査

㋐　技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

a　技能検定員審査（大型、普通）を受ける場合

平成13年５月30日（水）

b　技能検定員審査（大特、けん引）を受ける場合

平成13年５月31日（木）

c　技能検定員審査（普自二）を受ける場合

平成13年６月１日（金）

㋑　その他の者

平成13年６月27日（水）から同月29日（金）までの３日間

イ　教習指導員審査

㋐　教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

a　教習指導員審査（大型、普通）を受ける場合

平成13年５月14日（月）

b　教習指導員審査（大特、けん引）を受ける場合

平成13年５月15日（火）

c　教習指導員審査（普自二）を受ける場合

平成13年５月16日（水）

㋑　学科指導員及び技能指導員の資格を有する者

平成13年５月17日（木）

㋒　その他の者

平成13年５月17日（木）及び同月18日（金）の２日間

⑶　時間　　午前９時から午後５時まで

⑷　場所　　旭川市近文町17丁目2699番地の５

北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場

ただし、１の⑵のアの㋑、同イの㋑及び㋒に係る審査は、次の場所で実施する。

札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号

北海道警察本部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　受審資格

　旭川方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当する者であること。

3　審査の申請手続

⑴　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通

イ　住民票の写し（本籍を記載したもの）　１通

ウ　履歴書（自筆のもの）　１通

エ　運転免許証の写し　１通

オ　運転記録証明書（申請前40日以内に発行されたもの）　１通

カ　審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

⑵　審査手数料の納付

　審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

⑶　受付期間

　平成13年４月16日（月）から５月１日（火）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(4) 申請先　旭川市近文町17丁目2699番地の5
北海道警察旭川方面本部運転免許課旭川運転免許試験場
電話 0166−51−2489、2494（内線 312、313）

4 審査の方法等

(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5 合格発表
合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先
審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成13年4月13日

北海道釧路方面公安委員会委員長　西佐古　求

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

ア 技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

イ 教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

(2) 期日

ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの
平成13年7月5日（木）
(イ) その他の者
平成13年6月27日（水）から同月29日（金）までの3日間
イ 教習指導員審査
(ア) 教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの
平成13年5月24日（木）
(イ) 学科指導員及び技能指導員の資格を有する者
平成13年5月24日（木）
(ウ) その他の者
平成13年5月17日（木）及び同月18日（金）の2日間
(3) 時間　午前9時から午後5時まで
(4) 場所　釧路市大楽毛北1丁目15番8号
北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場
ただし、1の(2)のアの(イ)、同イの(ウ)に係る審査は、次の場所で実施する。
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格
釧路方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当するものであること。

3 審査の申請手続
(1) 提出書類
ア 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書　1通
イ 住民票の写し（本籍を記載したもの）　1通
ウ 履歴書（自筆のもの）　1通
エ 運転免許証の写し　1通
オ 運転記録証明書（申請前40日以内に発行されたもの）　1通
カ 審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　1通
(2) 審査手数料の納付
審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。
(3) 受付期間
平成13年4月23日（月）から平成13年5月7日（月）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
なお、郵送による申請は受け付けない。
(4) 申請先　釧路市大楽毛北1丁目15番8号
北海道警察釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場
電話 0154－57－5913（内線 39）

4 審査の方法等
(1) 技能検定員審査

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審　査　細　目	審　査　方　法　等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

道北方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第７号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の２第４項第１号イ及び第99条の３第４項第１号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成13年４月13日

北海道北見方面公安委員会委員長　藤　原　　裕

1　審査の種類、期日、時間及び場所

(1)　種類

ア　技能検定員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

イ　教習指導員審査（大型、普通、大特、普自二、けん引）

(2)　期日

ア　技能検定員審査

(ｱ)　技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた技能検定員審査を受けようとするもの

a　技能検定員審査（大型、普通、大特又はけん引）を受ける場合

平成13年５月18日（金）

b　技能検定員審査（普自二）を受ける場合

平成13年５月18日（金）

(ｲ)　その他の者

平成13年６月27日（水）から同月29日（金）までの３日間

イ　教習指導員審査

(ｱ)　教習指導員資格者証の交付を受けた者で当該教習指導員資格者証に係る自動車の種類以外の自動車の種類に応じた教習指導員審査を受けようとするもの

a　教習指導員審査（大型、普通、大特又はけん引）を受ける場合

平成13年５月18日（金）

b　教習指導員審査（普自二）を受ける場合

平成13年５月18日（金）

(ｲ)　学科指導員及び技能指導員の資格を有する者

平成13年５月17日（木）

(ｳ)　その他の者

平成13年５月17日（木）及び同月18日（金）の２日間

(3)　時間　　午前９時から午後５時まで

(4)　場所　　北見市大正141番地の１

北海道警察北見方面本部交通課北見運転免許試験場

ただし、１の(2)のアの(ｲ)、同イの(ｲ)及び(ｳ)に係る審査は、次の場所で実施する。

札幌市手稲区曙５条４丁目１番１号

北海道警察本部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2　受審資格

北見方面管内に住所を有する者であって、道路交通法第99条の２第４項第２号又は第99条の３第４項第２号に該当するものであること。

3　審査の申請手続

(1)　提出書類

ア　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第３条第１項又は第11条第１項に規定する審査申請書　１通
イ　住民票の写し（本籍を記載したもの）　１通
ウ　履歴書（自筆のもの）　１通
エ　運転免許証の写し　１通
オ　運転記録証明書（申請前40日以内に発行されたもの）　１通
カ　審査細目の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し　１通

(2)　審査手数料の納付

審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）第２条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。

(3)　受付期間

平成13年４月23日（月）から平成13年５月７日（月）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前９時から午後５時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(4)　申請先　北見市大正141番地の１
北海道警察北見方面本部交通課北見運転免許試験場
電話 0157－36－7700（内線 745－221）

4　審査の方法等

(1)　技能検定員審査

審査項目	審　査　細　目	審　査　方　法　等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2)　教習指導員審査

審査項目	審　査　細　目	審　査　方　法　等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能	面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

5　合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね１週間以内に、文書により本人に通知する。

6　問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先にすること。

渡島海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程の公告

北海道情報公開条例の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成13年４月13日

渡島海区漁業調整委員会会長　西　田　勝　美

北海道情報公開条例の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する渡島海区漁業調整委員会規程（平成10年６月１日公告）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（事案移送通知書）

第８条　条例第17条の２第２項の書面は、別記第８号様式その１の事案移送通知書によるものとする。

２　条例第17条の２第５項において準用する同条第２項の書面は、別記第８号様式その２の事案移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第９条を第10条とし、第８条の次に次の１条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第９条　条例第18条第１項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

⑴　開示請求年月日

⑵　開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

⑶　意見書の提出先及び提出期限

２　条例第18条第２項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

３　条例第18条第２項の書面は、別記第９号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

４　条例第18条第３項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。

第12条の次に次の２条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条　条例第21条の２の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条　条例第21条の３の規定において準用する条例第18条第３項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

⑴　条例第21条の３第１号の決定をしたとき　別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

⑵　条例第21条の３第２号の決定をしたとき　別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第８号様式を次のように改める。

別記第８号様式（第８条関係）

その１

事　案　移　送　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

渡島海区漁業調整委員会会長　　印

年　　月　　日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の２第１項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

１　公文書の名称又は内容	
２　移送をした理由	
３　移送をした日	年　　月　　日
４　移送をした実施機関の担当事務局等	電話　　（内線）
５　移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 （　　部　　課） 電話　　（内線）

６　備　　考	

注　本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をすることになります。
　不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

（日本工業規格Ａ４）

その２

事案移送通知書

第　　　号
年　　月　　日

様

渡島海区漁業調整委員会会長　印

年　　月　　日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の２第５項において準用する同条第１項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

１　公文書の名称又は内容	
２　移送をした理由	
３　移送をした日	年　　月　　日
４　移送をした実施機関の担当事務局等	電話　　　　（内線）
５　移送を受けた北海道議会議長における担当課等	北海道議会事務局　　　　課 電話　　　　（内線）

６　備　　考	

注　本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をすることになります。
　不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

（日本工業規格Ａ４）

別記第８号様式の次に次の５様式を加える。

別記第９号様式（第９条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第　　　号
年　　月　　日

様

渡島海区漁業調整委員会会長　印

北海道情報公開条例に基づき、　　年　　月　　日に次のとおり　　　に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第２項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、　　年　　月　　日までにご返送ください。

１　公文書の名称又は内容	
２　上記公文書に記録されている　　　に関する情報の内容	
３　北海道情報公開条例第11条により開示をする理由	

4　意見書の提出先（担当事務局等）	（〒　　－　　） 電話　　（内線） FAX
5　備　　考	

（日本工業規格Ａ４）

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

年　　月　　日

渡島海区漁業調整委員会会長　様

住　所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）

氏　名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先　　電話番号

年　　月　　日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1　公文書の名称又は内容		
2　開示決定に対する反対意思の有無	有	無
3　意　　見	開示されると支障がある部分	
	開示されると支障がある理由	

注　２の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
　　なお、２の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、３の欄に意見を具体的に記載してください。

（日本工業規格Ａ４）

別記第10号様式（第９条関係）

公文書の開示決定に係る通知書

第　　号
年　　月　　日

様

渡島海区漁業調整委員会会長　　印

年　　月　　日付けの　　に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第１項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは　　に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1　公文書の名称	

2　開示決定年月日及び番号	年　月　日付け　第　号
3　開示決定をした理由	
4　開示を実施する日	年　月　日
5　担当事務局等	電話　（内線）
6　備考	

（日本工業規格Ａ４）

別記第11号様式（第13条関係）

審査会諮問通知書

第　号
年　月　日

様

渡島海区漁業調整委員会会長　印

年　月　日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第１項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1　公文書の名称	

2　異議申立ての内容	
3　諮問をした日	年　月　日
4　担当事務局等	電話　（内線）
5　備考	

（日本工業規格Ａ４）

別記第12号様式（第14条関係）

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第　号
年　月　日

様

渡島海区漁業調整委員会会長　印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1　公文書の名称	
2　異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	

3　2に記載された情報のうち、開示する情報	
4　異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5　開示を実施する日	年　月　日
6　担当事務局等	電話　（内線）
7　備考	

（日本工業規格Ａ４）

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第　号
年　月　日

様

渡島海区漁業調整委員会会長　印

に関する情報が記録された公文書について、　年　月　日付け第　号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1　公文書の名称	
2　異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、　に関する情報	
3　2に記載された情報のうち、開示する情報	
4　異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5　開示を実施する日	年　月　日
6　担当事務局等	電話　（内線）
7　備考	

（日本工業規格Ａ４）

附　則

この規程は、平成13年４月13日から施行する。

道南連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程の公告

北海道情報公開条例の施行に関する道南連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成13年４月13日

道南連合海区漁業調整委員会会長　杉　森　　隆

北海道情報公開条例の施行に関する道南連合海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する道南連合海区漁業調整委員会規程（平成10年５月１日公告）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（事案移送通知書）

第８条　条例第17条の２第２項の書面は、別記第８号様式その１の事案移送通知書によるものとする。

2　条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事案移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第9条　条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1)　開示請求年月日

(2)　開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3)　意見書の提出先及び提出期限

2　条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3　条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4　条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。

第12条の次に次の2条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条　条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条　条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1)　条例第21条の3第1号の決定をしたとき　別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2)　条例第21条の3第2号の決定をしたとき　別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事　案　移　送　通　知　書

第　　　号

年　　月　　日

様

道南連合海区漁業調整委員会会長　印

年　　月　　日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1　公文書の名称又は内容	
2　移送をした理由	
3　移送をした日	年　　月　　日
4　移送をした実施機関の担当事務局等	電話　　（内線）
5　移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関（　　部　　課） 電話　　（内線）
6　備　　考	

注　本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をすることになります。不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

（日本工業規格Ａ４）

その2

事　案　移　送　通　知　書

第　　　号

年　　月　　日

様

道南連合海区漁業調整委員会会長　印

年　月　日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の２第５項において準用する同条第１項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1　公文書の名称又は内容	
2　移送をした理由	
3　移送をした日	年　月　日
4　移送をした実施機関の担当事務局等	電話　（内線）
5　移送を受けた北海道議会議長における担当課等	北海道議会事務局　課 電話　（内線）
6　備考	

注　本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をすることになります。
　不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

（日本工業規格Ａ４）

別記第８号様式の次に次の５様式を加える。

別記第９号様式（第９条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第　号
年　月　日

様

道南連合海区漁業調整委員会会長　印

北海道情報公開条例に基づき、　年　月　日に次のとおり　に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第２項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、　年　月　日までにご返送ください。

1　公文書の名称又は内容	
2　上記公文書に記録されている　に関する情報の内容	
3　北海道情報公開条例第11条により開示をする理由	
4　意見書の提出先（担当事務局等）	（〒　－　） 電話　（内線） FAX
5　備考	

（日本工業規格Ａ４）

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

年　月　日

道南連合海区漁業調整委員会会長　様

住　所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）

氏　名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先　　　　　　　　　　電話番号

年　　月　　日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称又は内容			
2 開示決定に対する反対意思の有無		有	無
3 意見	開示されると支障がある部分		
	開示されると支障がある理由		

注　2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

（日本工業規格A４）

別記第10号様式（第９条関係）

公文書の開示決定に係る通知書

第　　　号
年　　月　　日

様

道南連合海区漁業調整委員会会長　　印

年　　月　　日付けの　　　　　　　に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第１項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは　　　　　　に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び番号	年　　月　　日付け　第　　号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年　　月　　日
5 担当事務局等	電話　　　　（内線）
6 備考	

（日本工業規格A４）

別記第11号様式（第13条関係）

審査会諮問通知書

第　　号
年　月　日

様

道南連合海区漁業調整委員会会長　　印

年　月　日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第１項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1　公文書の名称	
2　異議申立ての内容	
3　諮問をした日	年　月　日
4　担当事務局等	電話　（内線）
5　備考	

（日本工業規格Ａ４）

別記第12号様式（第14条関係）

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第　　号
年　月　日

様

道南連合海区漁業調整委員会会長　　印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1　公文書の名称	
2　異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3　２に記載された情報のうち、開示する情報	
4　異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5　開示を実施する日	年　月　日
6　担当事務局等	電話　（内線）
7　備考	

（日本工業規格Ａ４）

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第　　号
年　月　日

様

道南連合海区漁業調整委員会会長　　印

に関する情報が記録された公文書について、　　年　　月　　日付け第　　号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1　公文書の名称	
2　異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、　　に関する情報	
3　2に記載された情報のうち、開示する情報	
4　異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5　開示を実施する日	年　　月　　日
6　担当事務局等	電話　　（内線）
7　備　　考	

（日本工業規格Ａ４）

附　則

この規程は、平成13年４月13日から施行する。

道南連合海区漁業調整委員会指示

道南連合海区漁業調整委員会指示第１号

北海道日高、胆振、渡島支庁管内太平洋海域におけるさめはえ縄漁業（あぶらざめを対象とするものを除く。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により次のとおり指示する。

平成13年４月13日

道南連合海区漁業調整委員会会長　西　田　勝　美

1　操業の区域

広尾郡と幌泉郡の境界線106度30分以西から亀田郡椴法華村と亀田郡恵山町の境界線102度30分、10,500ｍの点と尻屋埼を結んだ線以東の北海道太平洋沖合海域

2　制限区域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においてこの漁業を操業してはならない。

⑴　広尾郡広尾町と幌泉郡えりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

⑵　広尾郡広尾町と幌泉郡えりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分、33,000メートルの点

⑶　えりも町えりも岬突端と最大高潮時海岸線の交点から142度30分、30,000メートルの点

⑷　えりも町えりも岬突端と最大高潮時海岸線の交点から202度30分、30,000メートルの点

⑸　幌泉郡えりも町と様似郡様似町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から212度45分、30,000メートルの点

⑹　沙流郡門別町と勇払郡鵡川町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から206度55分、27,000メートルの点

⑺　苫小牧市と白老郡白老町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から147度20分、27,000メートルの点

⑻　室蘭市と登別市の境界線と最大高潮時海岸線の交点から142度20分、25,000メートルの点

⑼　室蘭市マスイチ岬突端と最大高潮時海岸線の交点から212度30分、9,000メートルの点

⑽　茅部郡砂原町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から32度30分、10,500メートルの点

⑾　茅部郡南茅部町と亀田郡椴法華村の境界線と最大高潮時海岸線の交点から36度03分、

15,000メートルの点
⑿　亀田郡椴法華村と亀田郡恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から102度30分、10,500メートルの線
⒀　亀田郡椴法華村と亀田郡恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点

3　制　限　期　間

平成13年６月１日から平成13年９月30日まで

4　操　業　の　方　法

さめはえ縄漁業（あぶらざめを対象とするものを除く。）を営もうとする者は、使用漁船ごとに本委員会に届出（様式１）を行い、操業の際は届出済書（様式２）を携帯し、標識板等（様式３）を掲げなければならない。

5　操業の条件及び制限

⑴　敷設する漁具には標識をつけるとともに、当該届出船名を明瞭に表示しなければならない。
⑵　操業の秩序維持並びに漁具被害の防止を図るため、漁場の競合する多種漁業者との間で操業協定を締結し、その協定を忠実に履行しなければならない。
⑶　操業が終了したときは、30日以内に別紙様式により、漁獲実績報告書を本委員会に提出しなければならない。

様式１

さめはえ縄漁業出漁届出書

年　　月　　日

道南連合海区漁業調整委員会長　様

住　所
氏　名

道南連合海区漁業調整委員会指示第１号に基づき、下記により北海道日高、胆振、渡島支庁管内太平洋海域におけるさめはえ縄漁業に出漁しますので、届出します。

記

1　使　用　す　る　船　舶
⑴　船　　名
⑵　漁船登録番号
⑶　船舶総トン数及び馬力数　　トン　　ディーゼル　　馬力
2　操　業　区　域　　北海道日高、胆振、渡島支庁管内太平洋沖合海域
3　操　業　期　間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
4　漁　業　根　拠　地
5　所属漁業協同組合
6　届出済書及び章旗交付希望港

様式２

さめはえ縄漁業届出済書

住　所
氏　名

1　船　　名
2　漁船登録番号
3　船舶総トン数及び馬力数　　トン　　ディーゼル　　馬力
4　操　業　区　域　　北海道日高、胆振、渡島支庁管内太平洋沖合海域
5　操　業　期　間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
6　所属漁業協同組合

平成　　年　　月　　日

道南連合海区漁業調整委員会

様式３

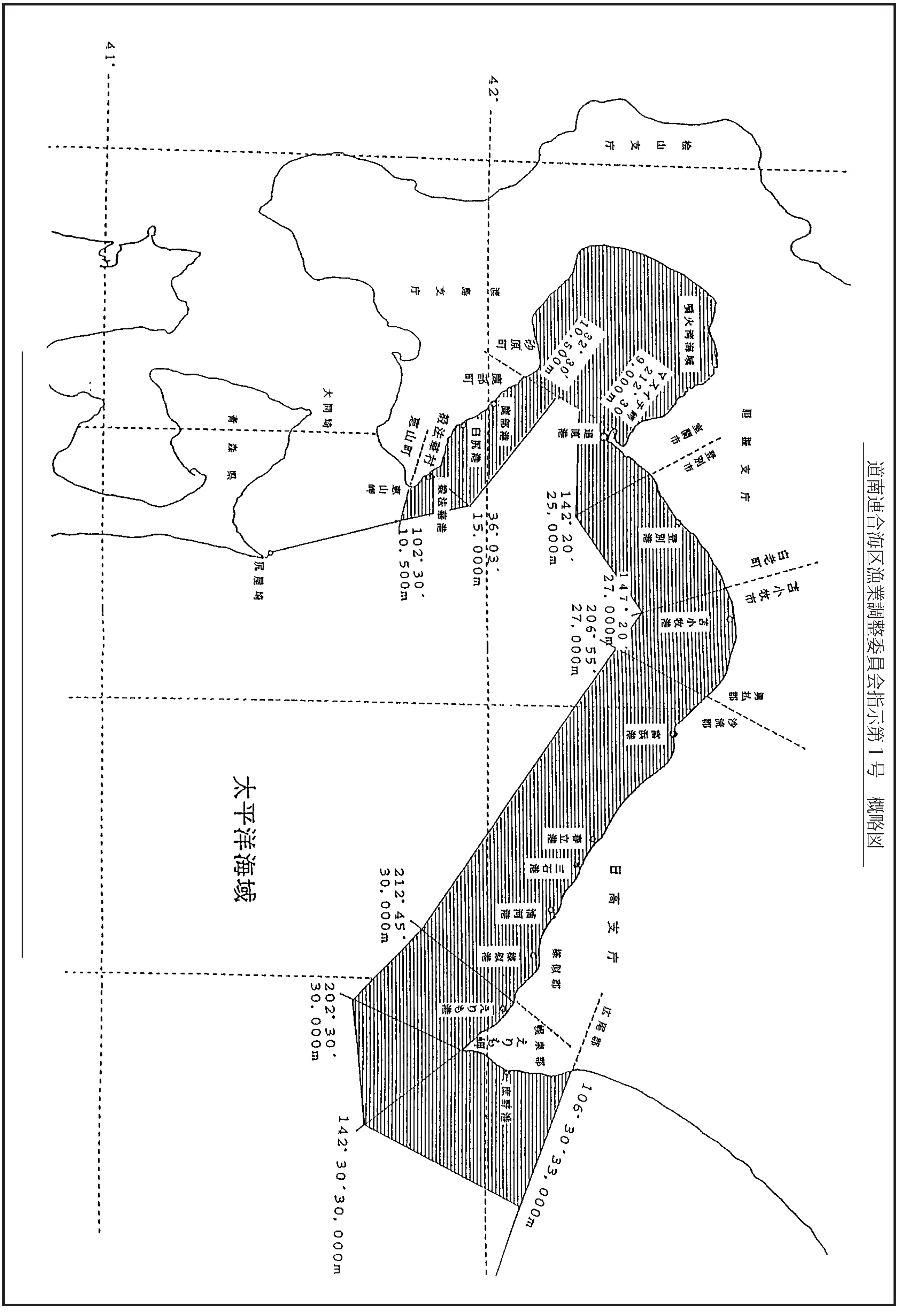
道南連合海区漁業調整委員会指示第１号　概略図
41°
42°
檜山支庁
渡島支庁
胆振支庁
日高支庁
青森県
大間崎
尻屋崎
恵山岬
恵山町
椴法華村
砂原町
鹿部町
鹿部港
臼尻港
椴法華港
噴火湾海域
32°30′ 10,500m
マスイチ岬 212°30′ 9,000m
追直港
室蘭市
登別市
登別港
白老町
苫小牧市
苫小牧港
勇払郡
沙流郡
富浜港
142°20′ 25,000m
147°20′ 27,000m
206°55′ 27,000m
36°03′ 15,000m
102°30′ 10,500m
太平洋海域
春立港
三石港
浦河港
様似港
様似郡
えりも港
えりも岬
幌泉郡
広尾郡
庶野港
212°45′ 30,000m
202°30′ 30,000m
142°30′30,000m
106°30′33,000m

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

発行　北海道
編集　北海道総務部法制文書課
印刷　富士プリント株式会社